

****申込みから入所までの流れ(町内保育所等)****

第1次申込みの受付 締め切り：令和6年11月29日(金)

- ・原則、年度途中の転園はできませんので、事前の施設見学をオススメします。
- ・全ての必要書類をそろえて、各庁舎の総合窓口または子育て福祉課へ提出してください。

第1次 入所選考・利用調整

第1次 利用調整・入所選考結果 内定通知【2月上旬】※1

入所内定の場合

- ◇町より「内定通知書」を送付します。
- ・施設より面談について連絡があります。

入所保留の場合

- ◇申込み書裏面の待機する意思「無」選択の場合
町より「入所不承諾通知書」を送付します。

- ◇申込み書裏面の待機する意思「有」選択の場合
町より「入所保留通知書」を送付します。
- ・希望園の変更や追加については再度申込み書のご提出が必要です。

第2次申込みの受付 締め切り：令和7年2月3日(月)

第2次利用調整・入所選考結果 内定通知【3月上旬】

入所内定の場合

- ◇町より「内定通知書」を送付します。
- ・施設より面談について連絡があります。

入所保留の場合

- ◇申込み書裏面の待機する意思「無」選択の場合
町より「入所不承諾通知書」を送付します。

- ◇申込み書裏面の待機する意思「有」選択の場合
町より「入所保留通知書」を送付します（第1次保留通知者を除く）。
- ・5月以降も継続して入所調整（年度末まで）※2

面談・入所準備の説明

- ・施設からの利用説明があり、契約となります。

- ◇利用辞退があった場合は随時入所調整を行います。

入所、保育料の通知

- ◇町より「入所承諾書」「保育料決定通知書」「支給認定証」を送付します。

※1 町外保育所等を優先して希望している場合、入所の可否は施設が所在する市町村が行いますので、町内施設の内定通知より遅れる場合があります。

※2 5月以降の調整結果のご連絡は、途中で入所可能となり、内定した場合のみ行います。

※3 入所内定後でも、入所の前に転出された場合は、その内定を取り消す場合があります。また、入所後に転出された場合、年度末までのお預かりとなる場合があります。

※4 町外居住者の方については、第2次利用調整後に結果をお知らせいたします。